

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	滞納整理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南砺市は、滞納整理事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南砺市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	滞納整理事務
②事務の概要	<p>国税徴収法、住民基本台帳法、地方税法その他の地方税に関する法律及び国民健康保険法による保険税(料)の徴収に関する事務並びにこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。</p> <p>【滞納整理事務の概要】 滞納市税(市県民税(個人・法人)、軽自動車税、国民健康保険税及び固定資産税)の徴収及び整理を行う。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none">①現年度未納者及び過年度滞納者の徴収業務②催告(文書、電話及び訪問)業務③分納徴収業務④財産等調査(預金・給与・生命保険・不動産等の各種調査)業務⑤住所不明者の追跡調査業務⑥差押、換価、公売、配当・充当等の処分事務⑦事件案件等交付要求等処分事務⑧徴収権の時効管理等滞納処分業務
③システムの名称	・滞納管理システム ・宛名管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

滞納管理特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	南砺市役所総務課総務係 情報公開・個人情報保護担当
-----	---------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-52-6340
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p style="text-align: right;">[500人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p style="text-align: right;">[発生なし]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	鳥越 知証	税務課長 梅原 学	事後	
平成28年10月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項)	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一(16及び30の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 	事後	
平成28年10月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] なし [別表第二における情報照会の根拠] 	(空欄)	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 梅原 学	税務課長 沖田 澄夫	事後	
令和1年6月27日	IVリスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
令和2年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒939-1596 富山県南砺市苗島4880番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-22-1114	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL0763-23-2003 FAX0763-52-6340	事後	
令和5年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(16及び30の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び24条	・番号法第9条第1項 別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和6年9月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	